## 壱岐市住宅リフォーム支援事業

## 【補助対象工事】

30万以上のリフォーム工事

## 【補助金の額】

工事価格の10分の1とし、20万円を上限(千円未満の端数は切り捨て)

## 【補助金の交付申請】

- ① 補助金交付申請書(様式第1号) ※申請者は所有者(又は納税義務者)かつ居住者
- ② 同意書(様式第2号) ※補助対象住宅が共有名義(所有者が2名以上)の場合に提出
- ③ 工事計画書(様式第3号)
- ④ 現況写真(リフォーム前の状態が分かるもの)
- ⑤ 工事見積書の写し(内訳明細の付いたもの)
- ⑥ 住民票(居住の確認)
- (7) 土地家屋名寄帳等(所有者又は納税義務者の確認)
- ⑧ 市税及び使用料等に未納のない証明書 (市税完納証明書・水道納入証明書)
- ※工事前に申請書の提出をされないと、補助の対象になりませんので ご注意ください。

【お問い合わせ】

勝本庁舎建設課: 42-1112